

大木町ウィークリースタンス実施要領

1. 目的

令和6年4月から建設業における時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ、建設工事に関する設計業務等の労働環境の改善を実施し、より一層の業務の円滑な実施と品質の向上に努めることを目的とする。

2. 対象

大木町発注の建設工事に関する測量、設計、調査等業務委託に適用する。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

3. 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取り決めを設定し、労働環境の改善を行う。なお、受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取り決めとする。

＜依頼日・時間及び期限に関すること＞

(1) 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

＜会議・打ち合わせに関すること＞

(2) 業務時間外に掛かるおそれがある打合せ開始時間を設定しない。

(3) 打合せはWEB会議等の活用を努める。

＜業務時間外の連絡に関すること＞

(4) 業務時間外の連絡を行わない。(メール等を含む)

(5) 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

4. 実施方法

着手時の打ち合わせにおいて取り決めを行い、設定した取り決めについては打ち合わせ記録簿等に記載し、受発注者間で共有する。なお、実施中においても緊急事態が生じた場合は、取り決めの例外とすることができる。

5. 適用年月日

本要領は、令和7年4月1日以降に契約する案件から適用する。